

平成19年度決算に係る財政健全化判断比率等について

「地方公共団体の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行され、地方公共団体は毎年度決算に基づき、健全化判断比率等を算定し公表することが義務付けられました。平成21年4月からは、同法が完全施行になり、健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準及び財政健全化基準を超えた場合、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられます。

【健全化判断比率】

健全化判断比率	白浜町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— *	14.18%	20.0%
②連結実質赤字比率	— *	19.18%	40.0%
③実質公債費比率	13.6%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	128.4%	350.0%	

* 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、比率なし（「—」で表示）

① 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

白浜町は一般会計等では実質収支額は黒字になっており、比率は該当ありません。

② 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

白浜町は連結での実質収支は黒字になっており、比率は該当ありません。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

白浜町の実質公債費比率は13.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

白浜町の将来負担比率は128.4%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

【公営企業の資金不足比率】

公営企業会計ごとの実質収支の赤字額（資金不足額）の事業規模（営業収益等）に対する比率

特別会計の名称	白浜町の比率	経営健全化基準
水道事業	— *	20.0%
下水道事業	141.6%	20.0%
農業集落排水事業	— *	20.0%
簡易水道事業	— *	20.0%

* 資金の不足額がないため、比率なし（「—」で表示）

白浜町は4つの公営企業会計のうち下水道事業特別会計以外の公営企業は、平成19年度決算で資金不足額が生じていません。

下水道事業会計の資金不足率は141.6%で、経営健全化基準の20.0%を大きく上回っており、次年度（H20年決算）で、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図っていかねばなりません。